

■議案第90号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）が、平成27年10月5日から施行されることに伴い、全町民に対して通知カードの発送（10月5日）、個人番号カードの交付（平成28年1月1日）が開始されます。通知カードの発送及び個人番号カードの交付は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行います。初回の交付手数料経費に関しては、全額国庫補助金で賄われることとなっておりますが、カード紛失などの再交付が必要な際には、国庫補助の対象とはならず、費用負担が発生することとなります。そのため、条例の中に再交付手数料を定めるものであります。

その金額に関しましては、実費負担相当である、通知カード500円、個人番号カード800円の金額で決定するものであります。

【主な改正内容】

(1) 住民基本台帳カード発行手数料500円を削除します。

番号法の施行により、既存の住民基本台帳カードは廃止となるため、項目を削除するものです。

(2) 新たに通知カードの再交付手数料500円を追加します。

(3) 新たに個人番号カードの再交付手数料800円を追加します。

【新旧対照表】

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	手数料の 名称	単位	金額	適用	区分	手数料の 名称	単位	金額	適用
住民基本台帳	住民票写しの交付	1件	200円	全員の写し、個人の写し共に1件につき	住民基本台帳	住民票写しの交付	1件	200円	全員の写し、個人の写し共に1件につき
	住民票写しの広域交付	1件	200円	全員の写し、個人の写し共に1件につき		住民票写しの広域交付	1件	200円	全員の写し、個人の写し共に1件につき
	住民基本台帳閲覧	1人につき	200円			住民基本台帳閲覧	1人につき	200円	
	住民票記載事項証明	1通	200円			住民票記載事項証明	1通	200円	

改正後					改正前				
	戸籍附票 （全部・個人）証明、謄抄本の交付	1 通	200 円			戸籍附票 （全部・個人）証明、謄抄本の交付	1 通	200 円	
	<u>通知カードの再交付</u>	<u>1 件</u>	<u>500 円</u>			<u>住民基本台帳カード発行</u>	<u>1 件</u>	<u>500 円</u>	
	<u>個人番号カードの再交付</u>	<u>1 件</u>	<u>800 円</u>		(略)				
(略)									